

条例第 24 号

宇和島市印鑑条例及び宇和島市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 29 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市印鑑条例及び宇和島市手数料徴収条例の一部を改正する条例

(宇和島市印鑑条例の一部改正)

第1条 宇和島市印鑑条例（平成17年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付)	(個人番号カード等による印鑑登録証明書の交付)
第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード (_____) _____ _____ _____ _____ _____	第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード (<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。</u>) 、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。次項において同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。次項において同じ。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この条例において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。 <u>次項において同じ。</u> ）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35
_____電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この条例において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。 _____) 又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35	

条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。_____)を用い、端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 2 前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする印鑑登録者は、個人番号カード_____又は移動端末設備を用い、電子情報処理組織（市の電子計算機と当該交付を受けようとする印鑑登録者の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請する事ができる。 3 （略）	条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。<u>次項において同じ。</u>)を用い、端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 2 前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする印鑑登録者は、個人番号カード、<u>特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書</u>又は移動端末設備を用い、電子情報処理組織（市の電子計算機と当該交付を受けようとする印鑑登録者の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請する事ができる。 3 （略）
---	---

（宇和島市手数料徴収条例の一部改正）

第2条 宇和島市手数料徴収条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（手数料） 第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 （1）～（9） （略） （10） 印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 300円（ただ	（手数料） 第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 （1）～（9） （略） （10） 印鑑登録証明書の交付手数料 1通につき 300円（ただ

し、個人番号カード（_____

_____電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記載されたものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記載された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）を用い、端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用して印鑑登録証明書の交付を受ける場合にあつては、250円）

(11) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付手数料 1通につき 300円（ただし、個人番号カード_____

_____又は移動端末設備を用い、端末機を利用して住民票の写し等の交付を受ける場合にあつては、250円）

し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記載されたものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記載された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）を用い、端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用して印鑑登録証明書の交付を受ける場合にあつては、250円）

(11) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付手数料 1通につき 300円（ただし、個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書又は移動端末設備を用い、端末機を利用して住民票の写し等の交付を受ける場合にあつては、250円）

(12) ～ (17) (略) (18) 所得課税(非課税)に関する証明手数料 1件につき 300円(ただし、個人番号カード_____又は移動端末設備を用い、端末機を利用して所得課税(非課税)に関する証明書の交付を受ける場合にあつては、250円) (19) ～ (48) (略) 2 (略)	(12) ～ (17) (略) (18) 所得課税(非課税)に関する証明手数料 1件につき 300円(ただし、個人番号カード、<u>特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書</u>又は移動端末設備を用い、端末機を利用して所得課税(非課税)に関する証明書の交付を受ける場合にあつては、250円) (19) ～ (48) (略) 2 (略)
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。